

平成30年度第2回
東京都国民健康保険運営協議会
資料

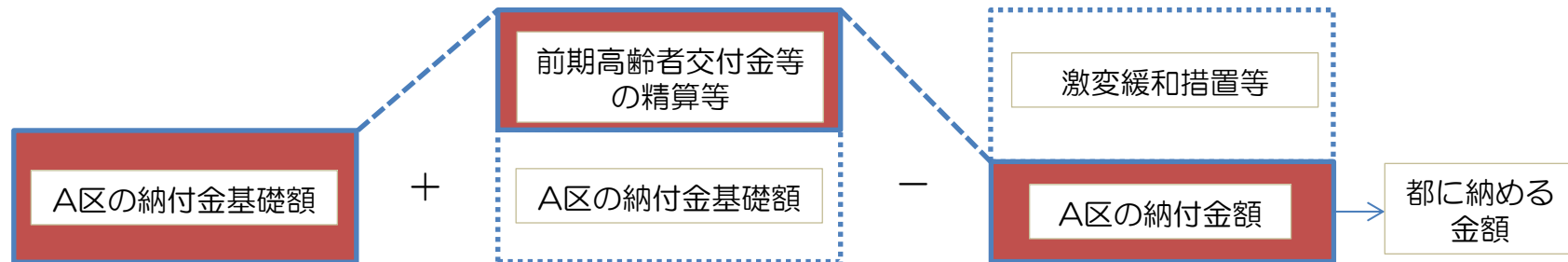
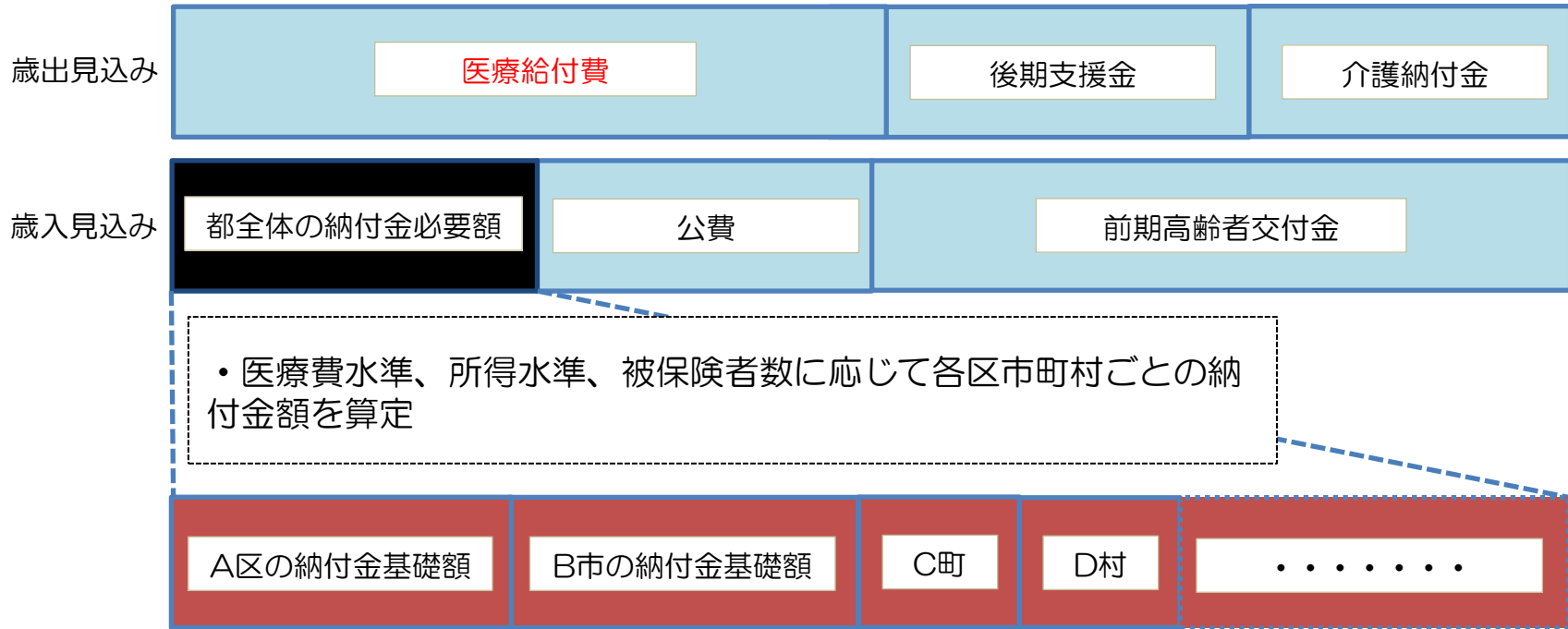
東京都福祉保健局
平成30年11月27日

目次

- 1 平成31年度仮係数に基づく納付金等の算定結果について
- 2 今後のスケジュール

1 平成31年度仮係数に基づく 納付金等の算定結果について

国保事業費納付金の算定(一般分)



- ・高額医療費負担金の収入や前期高齢者交付金等の精算などの個別調整を行う。
- ・激変緩和措置の公費などの個別調整を行う。

納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

○医療費水準の反映

⇒全て反映

(理由)

- ・都内の医療費格差は大きく、医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。

○所得水準の反映

⇒都の所得水準（医療分：1.33 応能分：応益分＝57：43（1.33：1））を反映

(理由)

- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

$$\begin{array}{l} \text{納} \\ \text{付} \\ \text{金} \\ \text{総} \\ \text{額} \end{array} \left[\begin{array}{l} 57 \\ \dots \\ 43 \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{応能分} \\ \text{応益分} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{都全体に占める所得割合} \\ \text{都全体に占める被保険者数割合} \end{array} \right] \times \text{当該区市町村の医療費指数} = \text{当該区市町村の納付金}$$

■激変緩和措置

- 医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある。
- 被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するため、被保険者1人当たりの納付金の伸び率が都平均を一定程度上回る区市町村に対して、激変緩和を行う。

- ①国公費（激変緩和のための暫定措置及び特別調整交付金による追加激変緩和措置）の活用
- ②国公費で積み立てた特例基金の活用
- ③都繰入金の活用

平成31年度の公費について

○国は現行の定率国庫負担金等に加えて、1,700億円の公費を拡充

総額 1,700億円(全国)

31 仮係数
反映額(全国)
1,600億円

31 仮係数
反映額(都)
126億円

○財政調整機能の強化

- 調整交付金を実質的に増額
- 激変緩和のための暫定措置※
- 自治体の責めによらない要因（精神疾患の被保険者が多いこと等）による医療費増・負担への対応

※予算額は、徐々に減少させ、普通調整交付金に移行
【800億円程度】

700億円

41億円
※1

○保険者努力支援制度（都道府県分・市町村分）

- 医療費の適正化に向けた取組等を支援

【800億円程度】

800億円
（別途、特別調整
交付金より200億
円程度拡充）

81億円

○特別高額医療費共同事業

【60億円程度】

60億円

4億円

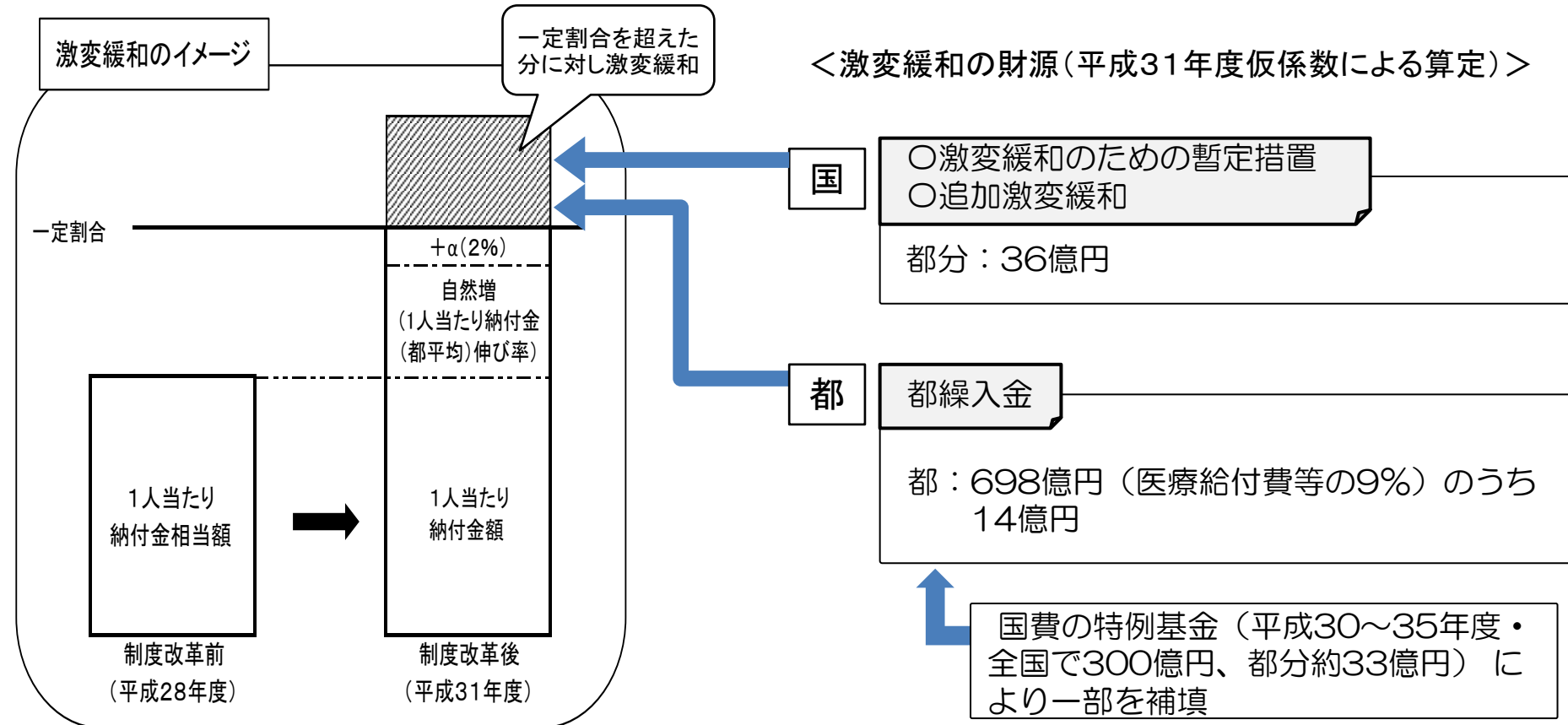
○その他、特別調整交付金（既存分）による追加激変緩和措置として9億円（全国84億円）を反映

※1 普通調整交付金の総額は173億円と示されたが、公費拡充分の額は不明

激変緩和措置(平成31年度)

○平成31年度の被保険者1人当たり納付金額を平成28年度の被保険者1人当たり納付金相当額と比較し、都平均の伸び率+2%（1%の2か年分）を超える区市町村に対して、激変緩和を行う。

※法定外一般会計繰入分は、法定外一般会計繰入を実施していない区市町村との公平性の観点から激変緩和の対象外

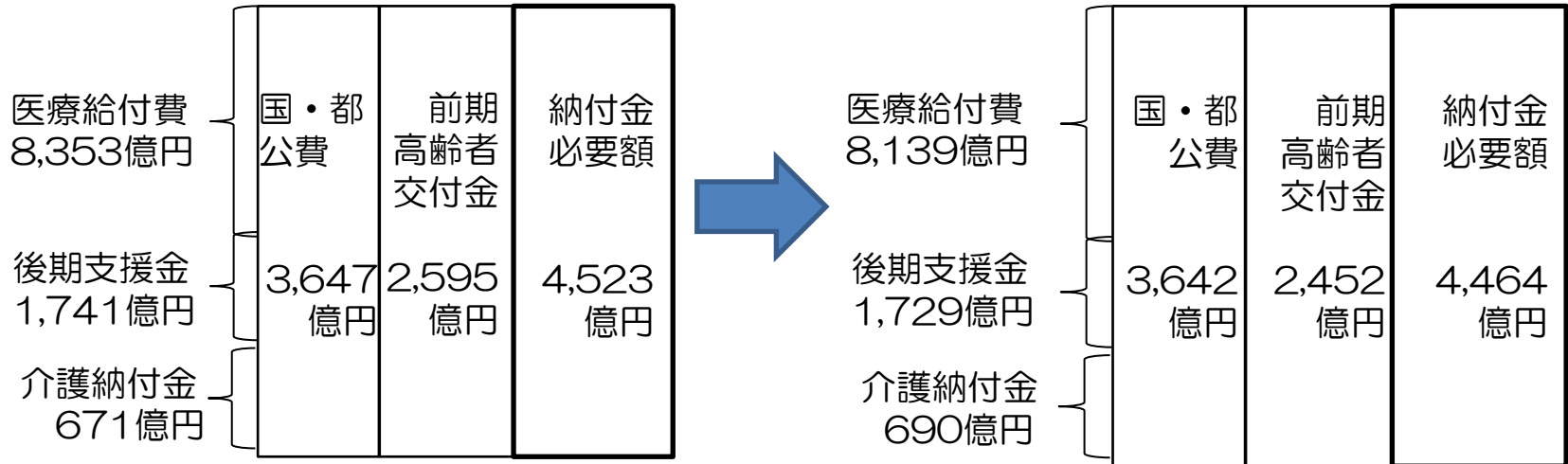


平成31年度仮係数に基づく納付金等の算定結果

○ 納付金必要額（一般分）

■ 30年度確定係数による算定

■ 31年度仮係数による算定



| 事項 | H30算定 (確定係数) | H31算定 (仮係数) | 差 | 伸び率 |
|--------------|-----------------|----------------|---------|-------|
| 被保険者数（医療・後期） | 310万7千人 | 294万5千人 | ▲16万2千人 | ▲5.2% |
| 給付費総額 | 8,353億円 | 8,139億円 | ▲214億円 | ▲2.6% |
| 1人当たり給付費等 | 268,892円 | 276,338円 | 7,446円 | 2.8% |
| 納付金総額 | 4,523億円 | 4,464億円 | ▲59億円 | ▲1.3% |
| 1人当たり納付金額 ※ | 169,193円 | 177,897円 | 8,704円 | 5.1% |

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

一人当たり保険料の算定結果(激変緩和後)

◆ 31年度仮係数に基づく保険料算定額と30年度確定係数に基づく保険料算定額の比較

| 30年度確定係数に基づく保険料算定額 | 31年度仮係数に基づく保険料算定額 | 伸び率 |
|--------------------|-------------------|------|
| 148,916円 | 155,676円 | 4.5% |

※法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料額であり、実際の保険料額とは異なる。

標準保険料率の算定方法

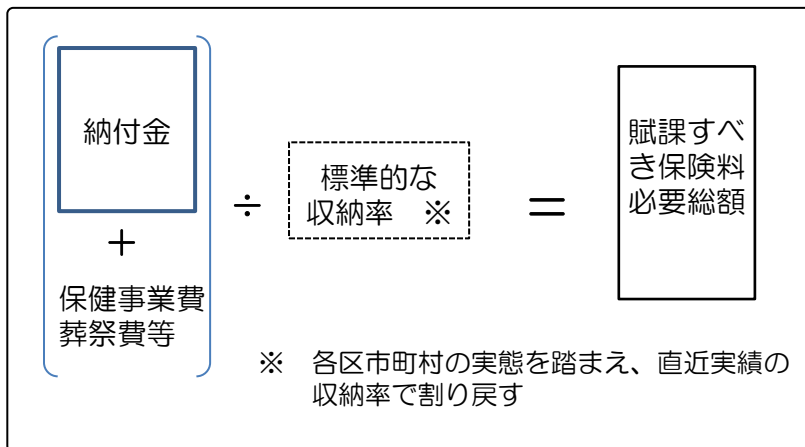
○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

| | | |
|---|--------------------------|---|
| ① | 都道府県標準保険料率 | 全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す |
| ② | 区市町村標準保険料率 | 都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割) |
| ③ | 区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率 | 各区市町村の算定基準にもとづく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割等)) |

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分に分けて算定

③は、区市町村ごとの算定方式(2・3・4方式)及び応能・応益分の割合に応じて算定(区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示)

2 今後のスケジュール

今後のスケジュール

